

千葉県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年1月26日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団青慈会	千葉県若葉区桜木2 -16-24	原田歯科クリニック	千葉県若葉区桜木2 -16-24	令和2年11月1日
社会福祉法人友和会	千葉市中央区問屋町 6-4	短期入所生活介護事 業所ピアポート千寿 苑	千葉市中央区問屋町 6-4	令和3年1月1日